



岩垣 和彦 議員

## 市長の政治スタンスを問う

### 新年度予算の考え方

【問】平成24年度は、地方交付税等の国等の依存財源の減少が予測されるが、どう歳入を組み立てるか。

【答】国の新年度予算がまだ確定しないが「入るを量りて出づるを制す」の考えで行なう。多くの要望やニーズに全て対応するには無理が出る。

【問】次年度は何を重点施策として対応する考えか。

【答】飛騨高山ブランドを確保しつつ、景気・雇用対策が基本となる。また、農地・山林・空気・水を含め環境対策に力を入れる。更に防災、医療確保、外貨を稼ぐこと、教育問題も必要と考える。

### 国民健康保険料

【問】国民健康保険料

の引き上げが検討されているが、市民生活は苦しく国保事業は財政難。対応方法は。

【答】生活習慣病の早期発見と重症化を防ぐため、特定健康診査・特定健康指導率の向上と被保険者の健康管理など、医療費の抑制に努める。

【問】値上げに対する市長の考えは。

【答】医療費の抑制など努力はしているが値上げは止められない。

【問】副市長の一人制は、組織の統治に影響があるのではないか。

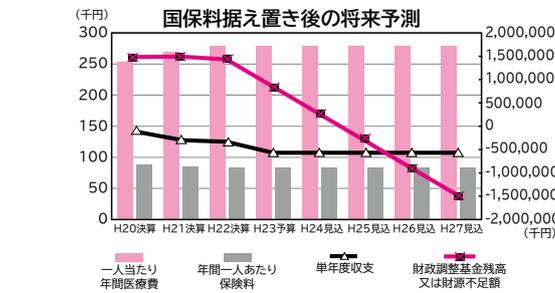
【答】毎週一回は幹部会を開いて意思疎通を図っており、心配ない。

【問】政策検討委員会では、市長が公約実現のため自らの政策を示して検討していただく

べきでは。

【答】市民目線で市政のあり方を検討し、市民感覚で政策の実現や修正などを議論する場で、市民型市政ができる新しい形である。

【問】飛騨首長連合の主旨は。



【答】単なる要望組織ではない。将来における飛騨の教育・医療・農業・観光などに関し、市村のボーダーを越えて共通見解を持ち、北陸・長野までを含めて、お互いの強みを生かし、弱みをカバー連携していく取り組みである。



倉田 博之 議員

## 市はまちづくりをリードせよ!! 思い描く姿に沿って、より望ましい方向へ

### 家具工場跡のシヨッピンモール出店計画

【問】名田町の家具製造工場跡地に大規模商業施設の出店計画がある。市はまちづくりの責任者として、どう関わってこられたか。

【答】事業計画の内容について関与はない。

【問】各種法令との適合性は。

【答】「都市計画法」には適合。「大規模小売店舗立地法」(※「立地法」)では、周辺環境の変化など県に意見書を出すことになる。「高山市小売店舗の適正配置に関する指針」(※「指針」)では店舗面積の上限を超えており、中心市街地活性化協議会(※中活協)で協議する。

【問】「高山市都市基本計画」(※「基本計画」)

の整備方針は良好な住宅地で、土地利用純化により住宅地を形成する土地とある。住居系で利用すべき土地だ。

【答】用途地域としては住商混在地域で、その純化という意味。

【問】それが指す商とは「指針」による小規模店舗で今回の規模ではない。適正規模の住商混在を目指すべきなのは明白だ。「基本計画」には住工混在地区を工業系と住居系に再編し、工場の移転集約などで跡地の有効利用を図る方向もある。そこを表現すべく計画白紙段階から積極的に関与すべきでなかったか。

【答】移転の意向は聞いていた。跡地利用は開発構想の届けまで知らなかった。方向性の適合を比較している

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

が、中活協の意見を待つ。今後の大規模な土地利用変更には、なるべく早く情報を得て対処したいが、私有地の場合は配慮が必要。

【問】立地するなら「立地法」での周辺環境への配慮が絶対必要。特に交通では様々な問題が山積して危険な一帯で、問題解決は交換条件ともいえる。十分な配慮をお願いしたい。

【答】県からの答申には、それも付して意見書を提出する。中活協へも十分伝える。

都市計画法	用途地域=第二種住居地域 店舗は床面積1万㎡まで	床面積 9663㎡は上限いっぱい適合
大規模小売店舗立地法	配慮すべき事項の指針⇒交通渋滞・交通安全など周辺環境への影響	交通安全関係など課題山積
高山市小売店舗の適正配置に関する指針	商業機能を活性化すべき地域へと昨年指定変更 店舗面積の上限は1千㎡までに努める	店舗面積 6530㎡で努力値をはるかに超過
高山市都市基本計画	整備の方向⇒良好な住宅地の形成・土地利用の純化による住宅地の形成	方向性適合???
	中心市街地周辺の住工混在地区は、工業系地域と住居系地域の再編で、工場を移転集約など適正配置して跡地の有効利用を図る	方向性適合???